

基賃時発第 0619001 号
平成15年6月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

夏季における連続休暇の普及促進について

連続休暇の普及・拡大は、労働時間短縮の重点事項の一つであり、また、平成7年7月に策定した「ゆとり休暇推進要綱」においては、これからの休暇の重点目標として、積極的で有意義な休暇を実現させるために、まとまった日数の連続した休暇を確保する必要があるとされています。

さらに、平成11年11月11日に経済対策閣僚会議において決定された「経済新生対策」を受け、平成12年1月31日より開催された「長期休暇制度と家庭生活の在り方に関する国民会議」が同年7月に取りまとめた報告書により、長期休暇の意義や効果についての国民のコンセンサス形成やその普及促進のための施策を実施しているところであり、また、平成14年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」においても、長期連続休暇制度の導入促進に努めることが盛り込まれたところです。

このため、本年度も夏季における連続休暇の意義とその活用について、労使の理解をはじめとする地域におけるコンセンサスを得ることを重点に、「ほっとウィーク」をキャッチフレーズとし、普及促進を図ることとしましたので、下記の趣旨及び基本的考え方に御留意の上、夏季における連続休暇の普及促進のための対策の効果的な実施に努められるようお願いいたします。

なお、都道府県に対しては、別添のとおり依頼しておりますので、連携を図られるよう併せてお願いいたします。

記

1 趣旨

豊かさを実感でき、個人が尊重される社会の構築と創造的・能率的な働き方の実現のためには、休暇の果たすべき役割は大きく、また、その過ごし方を充実させるためには、まとまった日数の連続した休暇を確保する必要がある

ることから、年次有給休暇について長期の連続休暇を中心とする完全取得を目指すため、連続休暇を取得する慣行の定着を図ることが重要である。

特に、夏は暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏休みでもあり、家族との触れ合いを深めることができる良い機会となることなどから、夏季における連続休暇には大きな意義があると考えられる。

このため、夏季における連続休暇の普及促進を図ることとする。

2 基本的考え方

次に掲げる事項に留意しつつ、年次有給休暇の計画的付与の実施等を中心に、夏季における特別休暇と週休日等の弾力的な組合せ等により、1週間以上のまとまった連続休暇を実施する。

また、既に1週間程度の連続休暇を実施している企業については、通算10日程度の連続休暇の実施を目指すものとする。

(1) 年次有給休暇の計画的付与の活用促進

年次有給休暇を、①事業場全体による一斉付与、②班別の交替制による付与、③計画表による個人別付与等の方法によって、個々の労働者の取得希望と企業の業務との調整を図りつつ、計画的に付与し、有効に活用させる。

(2) 休暇の取得時期の分散化

休暇の取得時期については、休暇中の渋滞、混雑を緩和し、休暇の「品質」を高めるため、業務遂行上支障がない限り、個人が連続して休暇を取得する希望の時期を調整・計画化することにより分散化を図る。

3 対策

夏季における連続休暇の普及促進を図るため、次の対策を実施することとする。

(1) 広報

地方公共団体の広報誌をはじめとする各種の広報手段を積極的に活用して、それぞれの地域の特性に応じた周知・広報の取組を行うこととする。周知・広報活動の実施に当たっては、別途送付されるポスター、リーフレットや収集した好事例を有効に活用することとする。

(2) 労使に対する働きかけ

地方労働審議会をはじめとする各種会議、集団指導等の場を通じて年次有給休暇の意義と活用、計画的付与、夏季における特別休暇と週休日等の組合せによる連続休暇の実施方法等について説明することとする。

(3) 関係行政機関及び団体との連携

都道府県労働時間短縮推進協議会等の場を活用して、関係行政機関及び関係団体とも十分に連携を図ることとする。

(4) 夏季における連続休暇実施予定状況等調査の実施及び公表

夏季における連続休暇実施予定状況等調査は、社団法人全国労働基準関係団体連合会が労働時間短縮支援センター業務の一環として行い、本省においては結果の公表を行ったところであるが、地域的事情等により調査等の実施を希望する局においては、局独自の調査項目を設定し、実施することも差し支えない。

また、調査等を実施しない局においても、日頃から、好事例の収集等に努めることとする。

別添

基賃時発第 0619002 号

平成15年6月19日

都道府県労働主管部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

夏季における連続休暇の普及促進について

連続休暇の普及・拡大は、労働時間短縮の重点事項の一つと位置付けられているところです。

また、平成7年7月に策定した「ゆとり休暇推進要綱」においては、これからの休暇の重点目標として、積極的で有意義な休暇を実現させるために、まとまった日数の連続した休暇を確保する必要があるとしています。

さらに、平成11年11月11日に経済対策閣僚会議において決定された「経済新生対策」を受け、平成12年1月31日より開催された「長期休暇制度と家庭生活の在り方に関する国民会議」が同年7月に取りまとめた報告書により、長期休暇の意義や効果についての国民のコンセンサス形成やその普及促進のための施策を実施してきているところであり、また、平成14年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」においても、長期連続休暇制度の導入促進に努めることが盛り込まれたところです。

特に、夏は暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏休みでもあり、家族との触れ合いを深めることができる良い機会となることなどから夏季における連続休暇には、大きな意義があると考えています。

このため、本年度も夏季の連続休暇の積極的意義とその活用について、労使の理解をはじめとする地域におけるコンセンサスを得ることを重点に、「ほっとウィーク」をキャッチフレーズとし、普及促進を図ることとしたところです。

つきましては、貴職におかれても、この趣旨を御理解の上、都道府県労働局と連携を図りつつ、夏季における連続休暇の一層の普及促進について御協力くださいますようお願いいたします。